

午前10時11分開会

○民谷会長 令和2年度に入ってから、2回目の審査会でございます。そろそろ取りまとめの段階に入っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議題のとおり進めたいと思いますけれども、議事に入る前に、事務局から資料の確認をお願いします。

○小玉次長 区議会事務局の小玉でございます。恐縮ですが、着座にて進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、竹内委員がお仕事の都合で欠席となっております。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

お手元に配付しております資料をご覧ください。

まず、第60回（令和2年度第2回）千代田区議会政務活動費交付額等審査会の本日の次第でございます。2種類ございますが、片方が一般向けで、もう片方が委員限りのものとなっております。2の議題の（1）の①から③、書いてあるのが委員さん向けの次第でございます。

続きまして、本日の資料でございます。1ページ目から6ページ目まで通し番号を振ってございますが、まず、資料①が政務活動費における事務所経費（東京23区）の取りまとめ及び一覧でございます。これが3枚ございます。

続きまして、政務活動費の一覧表です。月額順ということで、資料②-1。それと、政務活動費の使用実績。これが平成29年度から令和元年度のものでございます。資料②-2。

それと、最後、こちらが政務活動費の使途基準の注意事項・申し合わせ事項等になっております。資料③、A3判になっております。現状の申し合わせ事項の一覧表でございます。

資料は以上のとおりでございますが、よろしいでしょうか。

○民谷会長 はい。ありがとうございました。

皆さん、資料のほう、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 それでは、議題に入ります。

まず、議題の（1）ですね。答申に向けての論点整理ということでございますけれども、これにつきましては、千代田区議会情報公開条例第6条の3号の規定にございます、区議会に関わる審査に関し、率直な意見交換または意思決定の中立性を確保する必要があり、千代田区議会政務活動費交付額等審査会に関する規程第6条3号ただし書の規定により、非公開といたしたいと思っております。ただし、意思形成過程を経て、答申後は公開する予定でございます。

それでは、まず、今までの流れについて、事務局からお願いしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○小玉次長 それでは、まず、今までの流れをおさらいさせていただきたいと思っております。本日の次第の2の議題（1）答申に向けての論点整理についての、①の昨年からの審査会の議論の流れでございます。

昨年の10月31日と11月22日に、区議会9会派の幹事長と経理責任者の皆様と、

個別に政務活動費全般にわたり、様々な方面でヒアリングをさせていただきました。その後、2月には、ヒアリング結果を皆さんと共有させていただき、今後の議論を進めていく上での必要な資料のご要望を頂いた後、前回5月12日には、各委員の皆様と当該資料の内容を基に議論を行わせていただいたところでございます。その際に、会長から7月の答申に向けて、6月と7月にお集まりいただいて議論していただくということと決定いたしました。現在に至っているというところでございます。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

それでは、本日は、前回5月12日の審査会までに決定した事項と、継続して検討が必要になった事項が明らかになっておりますので、そちらの検討を行ってから、続いて政務活動費の各費目について、今回の答申の取扱いを決めてまいりたいと思います。そういうことでお願いをいたします。

では、事務局から、まとめてちょっとご説明を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○小玉次長 はい。それでは、まず、前回までで大きな方針は決定したものの、検討が必要な事項ということで、大きく4点挙げられるかと思っておりますので、まず、その4点を説明させていただきたいと思っております。

まず、①の印刷費でございます。区議会活動報告などの政務活動報告書については、一律50%の按分とするか。面積割とするか。経費のうち合理的に説明できる割合とするか。また、あるいは、それらを複合的に取り入れることとするか。これについて、次回検討することといたしました。

続きまして、②のレンタル・リース費でございます。事務所経費として、事務所の賃料をバーチャルオフィスであるとかシェアオフィス、レンタルオフィスに関わる経費も含んで認めることといたしました。ただし、2分の1の按分にするか、合理的に説明できる割合とするのか、上限額を設定するかにつきましては、都議会であるとか近隣区の実例に照らして、次回検討することといたしました。

続いて、3点目、政務活動費の交付方法として、前払い（概算払い）と後払い（精算払い）については、後払いとなる精算払いが好ましいが、事務局の負担を考慮すると、今すぐ採用すべきとは言い切れないため、精算払いという好ましい方向性は確認しつつ、次回以降検討することといたしました。

最後の4点目でございます。月15万円の政務活動費の増減についてでございます。

以上4点でございます。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

今、事務局のほうからご説明がありましたように、本日、まず、検討が必要なのが4点あるかと思っております。それを一つずつ検討してまいりたいと思っております。

1点目は、今ご説明があった印刷費であります。これについては、前のご議論がありまして、面積割にする。あるいは、経費のうちで合理的に説明できる割合にする。あるいは、政務活動報告書については、一律50%按分という考え方もあると。それから、その併用といいますかね、そういうご意見があったように記憶しておりますけれども、いかがでしょうか、この点について。今回、方向性を出していきたいと思っておりますけれども。

廣瀬先生、いかがでしょうか。

○廣瀬副会長 やはり、前回、実例も見ながら、何とかな、一般質問とか、こういう発言しましたというところに小さめに出ている顔写真については、もうカウントをしなくてもいいんじゃないかと思われる一方で、非常にこう、表紙のほうに大きく顔が出ているとか、内容よりも結局顔を売っているんじゃないかという感じの印象のものは、それこそ、どちらかという、ほぼ専ら選挙的なものではないかという印象はある。ただ、その辺を、面積と、文字と顔写真の面積の比率で計算をしてというのは非常に煩雑だし、そのことが一定の客観基準にはなるものの、何とかな、本質的に大事なことに労力をかけるのならばともかく、やや不毛なことに労力をかけているようにしか思えない。であるならば、あんまりどうレイアウトにするかとか、そのときに、面積のこととか意識する必要はない、と。

ただ、これは、どんな活動でどんな政策に関する真面目なことにしても、一面、これだけの活動をしていますよというアピールであって、文字であっても選挙に直結する部分ももちろんないわけじゃないし、そのあたりを考えると、政務活動と選挙活動という要素は、どんな活動にしても入り交じらざるを得ない。で、それを自分のスタイルとして、顔写真メインでやる人もいれば、文字メインでやる人もいるけど、もうどちらも半分だというような、政務活動費で支弁してよいのは半分だというふうに割り切ってしまうというのは、一つかもしれないなと思います。

○民谷会長 そうですね。

本多先生、どうでしょう。いかがでしょう。

○本多委員 いや、私は、ちょっと他の自治体とかでも、やっぱりこういう協議会みたいなのをやって、チェックをしたりというのはあるんですけど、やっていたりはするんです。まあ、そこは、ちょっと廣瀬委員のほうと言われるような割り切り方ができなくて、何しろ政務活動に使わなきゃいけないんだよねという話の中から、それぞれ顔写真が大きいじゃないか。一応の目安みたいなのを手引として定めていて、ここに収めてくださいよなんていうようなことをやったり。あと、基本的には、個人的な記事は駄目ですよ。政務活動以外のものが混在するのはいいんだけど、完全な個人的な記事を入れるなんていうのは、そもそも政務活動というところをスポイルする、害することになるんだから、それは駄目だよとか。いろんなルールを決めた中で、一々チェックをしていたりはしているようなんですね。

で、各会派によっても、いろいろ多少考え方が違って、あんまりそんなことじゃ広報紙がつまらなくなっちゃうじゃないかみたいなところなんかもあったりするんで。このぐらいの写真はいいじゃないかとか、少し集合写真的なものが大きくなっても、これは集合写真なんだからやむを得ないじゃないかとか、そういうのをぎりぎり事務局とはやっているらしくて。まあ、事務局は事務局で大変なんですね。

あと、記事の内容についても、一応、見たりはしているので、内容の妥当性みたいなことを言っていないですけど、政務活動というふうな位置づけができるかどうかみたいなのもチェックをした上で、非常に厳密にやっています。

○民谷会長 そうですね。

○本多委員 この部分はカット。そうすると、充当していいのは96%とか。そういうふうにはやったりはしているんですね。

で、ちょっとそれは行き過ぎじゃないかという考えも、うん、確かに僕も感覚としてあったりとか、事務局が大変じゃないのか。で、一々トラブルになったりはするんですね、先生と。ああだこうだとかって。だから、そういうところはあるんですけど。まあ、ただ、ずっと長くやっているから、ある程度は落ち着いているわけなんですね、そういう形で。だから、議員の先生とか会派の、何ですかね、適切な対応が期待できるというんなら、そこまで細かくやるのは大変だということもあるので、廣瀬先生が言うように、まあ、これでいいんじゃないかと、混在するのは。ただ、そのあたりが、きちんとした自主的運用が任される、期待できればいいんですが、そうでないと、5割のところかどんどんどんん侵食して、これでも5割でいいのかみたいな議論になったりとか、果たして全体として、もう政務活動と言えないようなやつもかなりあるよねみたいなのが出てくると、ちょっとどうかなという部分が、私個人としてはあるんですね。

政務活動全体についてそうだと思うんです。政務活動を積極的に使って行って、有効な効果を上げようという議論があんまりなされないで、果たしてこれは政務活動じゃないんじゃないかとか、そういう細かな議論ばかり進んでいるというところはあると思って。それは、この広報紙のところでは結構ダイレクトに出てきているんじゃないかとは思いますが、でもね。だから、ちょっと、そこは任せちゃっても、当然ということで、きちんとやってくれるというんなら、僕は大胆に、もう、じゃあ、2分の1でいいんじゃないでしょうか。もう、そんな混在することは、どうしたって避けられないんだからというようなことでもいいかと思えますけど。ちょっとそうじゃないんじゃないのかというなら、少し見て行って、ここまではやり切れないよという話になれば、どこかで転換するとかというのはあるのかなとは思いますがね。

○民谷会長 上村さんはどうですか。

○上村委員 そうですね。私は、もし広報紙を見たときに、やっぱり写真とかがあると、あ、この人が書いているんだというのが分かって、割と興味を持って見るという、そういう単純な理由もありますし。あと、広報紙を見たときに、1人だけの、政党が1人のところはその人だけが全部書いているんだなと思うけど、何人かいる場合は、この部分はこの人、この部分はこの人って、何かやっぱり、人としても見るので、その写真があると、ああ、この人の活動なんだというのが分かるから。でも、人数が多いと、どうしても、そうなる写真の部分が大きくなってしまったり、それはやっぱり今の先生方のお話でいくと、よくないのかなと思うし。その合理的というのを、判断がとても難しいような気がするんですけど。それは、先生方がきちんとお伺い——お決めになるのか、ちょっとそこが分からないんですけど。何か、そうなる、1回、按分でもいいのかなとも思いますが。でも、何か、今、本多先生のお話を伺ったら、そんなことを許していると、だんだんこっちに行ってしまうから、ちょっと、今、考えがまとまりません。

○廣瀬副会長 確かに、最低基準ということで、こういう要件を満たしていないものはそもそも100%駄目というのは、どこかに歯止めとして置いておかないといけないかなとは思いますが。

ただ、その一方で、まあ、何というかな、真面目に政策のことをキャンペーンしているという感じのものが100%であったとしても、別にそれは選挙という要因がゼロじゃないんですね。ある人は、やっぱり人物として自分を知ってもらって、ああ、ああいう人

に任せようと思ってもらうのが自分の政治スタイルという人もいれば、あの人は政策のこういうところに非常に詳しくて、そういう面で頼りになるから、この人を支持しようというタイプの政治スタイルの人もいて、一方のスタイルは政務活動費の趣旨みたいな政策というのにフィットしやすいから、たくさんの配分を得られて、割と人物で売るというタイプの人は得られにくいというのは、それはそれでちょっと、合理的に説明もつきにくい面もあって。で、ただ単なる選挙ポスターみたいなものだけというのは、やっぱり対象から全く該当しませんという基準がある。何かその辺のバランスでいいんではないかな。

○本多委員 写真なんか結構いろいろ議論になっていて、大きさの問題もありますけれど、例えば、どこかに大体視察に行っているみたいなことがあるんですね。で、こういう意見を聞いたとか、記事に書いてあって、それなのでこういう提案をしたいと思っているとか、そういう記事内容が書いてあって、写真がついているんですね。そのときに、写真を見ると、確かに上村委員が言われるように、私が実際にこの記事を書いていますとか、現場に行ってこういう感触を持ちましたということで、写真を出すというのは、それは完全に否定されるものじゃないとは思いますが。

ただ、写真をよくよく見ると、現場の最後にみんなで集合写真みたいなのを撮って、ご自分が大体真ん中に来ていて、ぱちっ、と撮っているのがわかるんですね。でも、趣旨からすれば、もう少し、現場を視察しているというのなら、説明を聞いている場面とか現場の様子はどういう状況なのかというのを背景に入れて添えるというのが一番好ましいものじゃないかなと思うんですけど。どうしてもそこが、そういうものはそんなに多くないですね。

だから、ご自分というのをアピールしたいというのは分からなくはないけれど、行き過ぎたものということになると、どうしても具合が悪いというのがあるので、写真は絶対いかんとかなんとかではないんですけど。そのあたりを踏まえてやってもらいたいという前提の下で、じゃあ、割合は基本的にこうなっていますと。それが前提にあるから、こういう割合にしているんですというふうに言えば、まあ、前提さえ理解して、きちんとやってくださいよというのは付け加えればいいとは、僕は思いますけどね。それがないと、ちょっと、うん、不安かなというところです。

○民谷会長 そうですね。私は、今回は、この印刷費については、両論併記で行かざるを得ないのかなというふうに思っているんですね。

○廣瀬副会長 私が言っていたのは、逆に、例えば、これはもう非公開だから名前を出しちゃうと、××さんが出されているような、非常にやっぱり政策について突っ込んだ、充実したニュースを出されています。あれも当然100%で支出されているんだと。若干、物によっては、0.9とか、そういうのもあったかもしれないけど。それと、現状、×××さんの割と顔写真と項目名ぐらいしかないタイプのものが同じふうになっていて、今度は、逆に、それを全部半分にしましょうという提案になっているわけですね。それが、両方ともにやっぱり納得しがたいかなとは正直思うんですね。

○民谷会長 そうですね。

○廣瀬副会長 じゃあ、両方とも100%でいいかということ、今度は、恐らく区民が納得しがたい。

○民谷会長 そうですね。

○廣瀬副会長 とすると、そのあたりの運用を実際の区民と接して、政策要望を聞いたり、答えたり、説明したりする活動もされている当事者として、じゃあ、どんなところで、区議会の中で落としどころにするかというのを少し、今度は会派間で検討しつつやってみよう。

○民谷会長 そうですね。

○廣瀬副会長 当面は、面積とか、そういうことで一旦は始めると。

○民谷会長 そうですね。

ですから、当面は、事務局さんが、ちょっと会派のやり取りを通じて、言わば、そういう皆さんの一番いい合理的な線を探りつつ、最終的に私ども審査会としては50%という落ち着きどころもあるんじゃないの。そういうことに行けると、全体にはいいんじゃないかなというふうに思うんですけどもね。いかがでしょう。

○本多委員 50%とか、そういう按分でもう決めちゃうというのは、ある程度、判断というか、そういうところも必要になってくるんじゃないかなと思うんですね。

○民谷会長 そうですね。

○本多委員 面積按分であれば、それはそれで、何でそんなところまでやるんだということはあるかもしれないけど、10人が10人に対して、一定の説明はできるわけですよ。その按分が、本当にそこはカットしていいのか、入れたほうがいいのかということはあるかもしれないんですけど、そこがきちりしているのであれば、面積按分でやると。面積がおかしいじゃないかという人がいるかということ、まあ、そんなもんじゃないのと、大概思うと思うんですね。

○民谷会長 そうですね。

○本多委員 だけど、5割と言ったときには、さっきの×××さんじゃないですけど、うちは全部充当しているのに何で5割なんだと、全部政務活動じゃないかとかというのがああるわけですよ、一方で。逆に、いやいや、5割ということで、政務活動費が、いや、3割しか、これ入っていないんじゃないかとかということもあるかもしれないけど。

まあ、でも、そういうのを全部いろいろ勘案すると、5割ぐらいは、どの記事も政務活動を満たしているんじゃないかと。うん。じゃあ、もう、ただ一部政務活動じゃないのが入り込む余地もあるんだから、もう5割でやっていこうよねと。

○民谷会長 そうですね。

○本多委員 うん。こういうふうになるんなら、それはそうなんじゃないかということだと思うんですよ。だからそれは、やっぱりここで決めちゃうというよりは、少し、そういう提案をした中で考えてもらうというほうがいいのかなというふうには思いました。

○民谷会長 そうですね。

よろしいですかね、上村さん。

○上村委員 はい。

○民谷会長 じゃあ、そういう形で、言わば両論併記のような形でやっていただくということで、第1点目は行きたいというふうに思います。

で、2点目の事務所の、特に賃料ですね、今まで、千代田区で認めてこなかった部分については、これは認めましょうというのは、もう審査会としてはよろしいかと思うんですけども、認め方について、まず、補足の説明として、あれですか、事務局から何か説明を

されますか。

○小玉次長 それでは、都議会の政務活動費の事務所費と、あとは、前回出ました港区の基準とか、竹内会長から人口についてのご質問を頂きましたので、説明させていただきたいと思います。

まず、東京都の都議会の政務活動費の手引きがございまして、こちら、前回お配りしてございますけれども、確認ですが、都議会の場合は按分です。政務活動費とその他の議員活動が混在する場合は、合理的に説明できる割合または2分の1を上限とする割合で、適切に按分した額について政務活動費として支出できるとしております。こちらについては、上限額は特に定められておりません。

それで、では、港区はどうかというところでございますが、お配りした資料の①の、3枚ご覧いただきたいんですけども。①のA4が次以降の2枚目、3枚目を取りまとめたものになっているんですけど、「事務所にかかる経費の政務活動費への計上を認めているか」という点に対して、認めている区が21区ありまして、認めていない区は2区です。賃料については、認めている区が19区あって、認めていない区が4区あるというような状況です。「按分とか上限額を規定で定めているか」という問いに対しては、定めている区が17区、定めていない区が4区。「按分と上限の取扱い」は、「按分、上限を定めている」というのが13区ありまして、上限を定めていない区が4区ある、と。で、④で、「事務所賃料の上限額について」は9区から回答がありまして、「経費の1/2かつ月額3万円まで」という区が1区。こちらは、続いて、「経費の1/2かつ月額5万円まで」という区が2区。「経費の25%、50%、75%、100の何れかかつ月額5万円まで」という区が1区。それから、「月額5万円まで」という区が5区でした。

港区につきましては、確認したところ、2分の1にしていますと。原則としてという話をしていらっしゃるんですけども、もし、認めるということになった場合は、2分の1だと。上限は特に定めていませんということ、お話がございました。

港区と千代田区を比べたときの人口に対しての基準なんですけれども、港区は6月1日時点で26万強の人口がありまして、千代田区は6万6,000強です。なので、約4倍ぐらいの違いが、人口規模で考えたときはあるというような形です。

状況としては、政務活動費、港区も千代田区も政務活動費は、後ほど説明しますけど15万円ですし、状況としては、何となく政務活動費の点でいうと、似ているのかなというような気がいたします。

補足の説明は以上でございます。

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

事務所費については、もう、これは認めていくということは、方向としてはよろしいかと思うんですけども、認め方ですね。按分を採用するか。上限額をどうするか。で、それぞれ、委員のほうからちょっとご意見を頂いてよろしいですかね、この按分の点と上限の点と。

廣瀬先生はいかがでしょう。

○廣瀬副会長 按分とせず上限というところも、結果的には、そのエリアの事務所賃料の相場に照らすと、一定以下の按分ということは、暗黙に何か意味しているということなのだろうかと思いつつ、もう一つは、政務活動費の月額の金額に対する上限の割合と

いう要素もあるだろうと。政務活動費の大半を事務所を維持していくためだけに使っていただくというのは、ちょっと違うだろう。で、まあ、15万ですから、5万と設定したとして、3分の1。その辺がせいぜい上限なんじゃないかなという点では、金額的には、月額5万円で、それが、例えば、バーチャルオフィスなどで使う場合には、言わば按分にならない、全額行けてしまうということも多分あると。そういうものを許容するのか。その場合には、按分で、例えば2分の1、月額三、四万円のものがあったら、一、二万円、1万5,000円から2万円を政務活動費から支弁してよいというふうに考えるのか。いや、そういう比較的リーズナブルなもので、政務活動のために自宅の生活の場をそれに充てたくないの、そういう場を設定するのであれば、これはご本人が政務活動のために専ら使うということであれば、100というのを認めてもいいのかということ。

○民谷会長 なるほど。

○廣瀬副会長 上限のみでもよいのかもしれないなという感じはします。

○民谷会長 はい。

本多先生はどうでしょう。

○本多委員 事務所経費は認めるという前提の下ですよ。

○民谷会長 はい。

○本多委員 認めるか、認めないかの議論も確かにあるのかなと思うんですけど、多分、認めないというのは、事務所経費って政務活動そのものかという、そういうところから、間接的な経費にすぎないんじゃないかという議論だと思うんですけど、僕は、それはそれで、そんなことを言ったら、みんな間接的なんでということで、入れてよくて、当然、その前提での議論ということですけども。

あと、経費の按分ですけど、これは、ちょっと印刷費とは違って、事務所の場合は、果たして政務活動に全部使うというようなことが想定できるかということ、ほかでの活用も当然ながら想定できるかなというところがあるので。バーチャルオフィスの場合は違うということがあるのかもしれませんが、普通の事務所に考えれば、政務活動専属じゃないんじゃないのって、普通は、ということで。じゃあ、まあ、2分の1にしておこうとか、政務活動が4分の1しかないんだったら4分の1でいいんですが、まあ、2分の1ぐらいかなと。

あと、上限の問題ですけども、ここは、政務活動というのは、そもそもどんな用途に使っても、政務活動であればいいわけですよ。だから、基本的には使う側の問題かなというふうには、僕は思っているんですけど。ただ、全部が事務所経費かということ、それはちょっと行き過ぎた話じゃないかなと、第三者からでも当然思うんですが、でも、そこはご自身にもう任せるというようなことで、いかがかなと。全部使っちゃったら、ほかに使えないのに、そんなことをやるということは、普通はないんじゃないのかなとか。ただ、さっきの広報と同じですけど、その辺があまり信頼できないというんなら、一応、設定しておいてあげたほうがいいのかと。それで、設定されていれば、使う側もこの中でよろうよねという意識の下に使うでしょうからって。そんな感じだと思うんですね。

だから、僕は、基本は2分の1というのを定めて、あとは、その中でやってくればよいと思うんですけども。

○民谷会長 はい。



上村委員はどうでしょう。

○上村委員 私も、事務所というのは、政務活動が全てではないと思うので、全てというわけにはいかないと思います。

あと、今までは全然認められていなかったわけなので、本当に金額が少しでも認められるようになったら、きっと随分違うんじゃないかなと思います。あと、千代田区ということで、賃料はどうしても金額が行くと思うので、まあ、全てを認めたら、本当にこの15万円全部になってしまうし、それは違うと思うので、やっぱりその上限とか、そういうことになるのかなと思いました。

○民谷会長 上限を設けたほうがいいのかというのは、多数のようです。ですから、その上限額を幾らにするかとか、いろいろあろうかと思います。5万円というのは、たまたま他区のケースでも5万円というのはもうほとんど、1区が3万円でしたっけ。ほかは、上限5万円でしたよね。で、千代田区の政務活動費全体が15万円。その3分の1ということなので、上限額は5万というのは、一つの線かなというふうに思いますね。

それから、按分率でも、これは、今、いろいろご意見があったんですけども、やっぱり2分の1という按分は取るということで、いかがでしょうかね。

それで、今、先ほどもご意見があったように、女性の議員の方なんかがいらっしゃる場合に、当然、自宅をいろんな意味で公開したくないとか、そういうご事情もおありのケースもあると思いますので、この事務所費については、ぜひ、活用されるように、この前回まで議論がありましたバーチャルオフィスとか、そういうものをぜひ活用していただいて。これはもう、前回の答申のときに、人件費について、一つ、道を開いたわけですけども、今回の中でも、この事務所費については、ぜひ、活用していただくように道を開いていきたいというふうに思いますので、上限と按分とを両方取り入れた上で、事務所費は採用するというので、よろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 皆様がよければ、そういうことで、ちょっとまとめていきたいというふうに思います。

それから、3点目についてなんですけど、3点目についてはいかがでしょうか、政務活動費の交付について。これは、後払いのほうが望ましいというのは、もう審査会の中での、用途のご意見としてあるかと思うんですけども、これを直ちに採用するには、少し私どもちゅうちょがあって、やっぱり精算払いでぜひ行ってほしいけれども、そのためには、それに伴う事務的な体制とか、そういうのがやっぱり整っていかないと、なかなかそうもいかないでしょうと。だから、ぜひ、整っていただくように、これは、審査会としても、ぜひ、議長なりにそういう提言をしていきたいと。

ですから、できる限り精算払いに移行できるような体制を充実していただきたいと。そして、それを見ながら、ぜひ、精算払いを取り入れていきたいという、こういうご意見でまとめていきたいと思うんですけど、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 最後の4点目の額そのものなんですけども、これはいかがでしょうか。

廣瀬先生、どうでしょう。

○廣瀬副会長 一つ、事務所費という新しい経費で、必然性というか必要性が、少なくとも

も一定の議員さんには高そうであるということを確認した上で、上限額とか按分とかということを含めて議論しましたけれども、そのときも、何というか、既存の枠を増やしてまでとは考えていないけれども、月額15万円というような枠をある程度前提として議論したように、私自身はそういうイメージで議論をしておりました。

また、人件費についても、今のところ、こういう使い方をすれば、目的にそぐうというスタイルがまだ未形成で、その部分、有効活用が十分にされている段階までは来ていないのではないかなというふうに思います。そういうことを考えると、上限を引き上げるべきとは思いませんが、現状で返納額も多いので減らすべきということではなくて、これを有効活用して、議員活動、政務活動を充実させていただくためにはこうした方がいいんじゃないかなという方向で、この答申に向けて議論してきたという観点から、時期についても、この金額を維持すべきであるということではないかなと思いますが。

○民谷会長 はい。

本多先生。

○本多委員 まあ、金額については、千代田区内のこれまでの実績というのと、他区との比較というところから検討すべきじゃないかなというふうには思うんですね。これまでの実績からすると、会派によって使い方が変わって、全く使っていないというようなところなんかもある反面、ほとんど使っている、あるいは少し残っているというようなばらつきがあるわけですね。それと、基準の変更というようなことで、事務所経費が加わったとかということもあって、ちょっと、この実績から見て、すぐに金額変更ということには、ちょっと判断がしづらいなというのが一つ。

あと、他区との関係でも、千代田区は15万円。で、一番多いのが世田谷の24万で、一番低いのが荒川の8万ということで、大体真ん中ぐらいに位置しているということなんですね。なので、ちょっとこれを変えるほどの事情というのが見受けられないかなというところがあるので、それは変える時期がいつか来るかもしれませんが、現段階ではこのままでいいのではないかなというふうには思います。

○民谷会長 はい。

上村委員はいかがでしょう。

○上村委員 先生方と同じようなご意見でございます。

○民谷会長 はい。

私も、今ご意見に出ましたように、一つは、新しい項目ですね、今度、事務所費を実際的に活用していただきたいという提案を、審査会として、したわけでございます。それから、人件費については、前回、答申の中で、人件費について活用していただきたいということをお願いしたわけですが、これが、現状では、なかなかそこまでの展開には至っていない。これはもう少し時間がかかるかなということをお考えすると、今、減額すべき状況にはないということで、現状維持というか、現在の15万円を維持すべきだという答申でよろしいかなと思います。で、これはもう皆さん同様の意見でございますので、それでまとめてまいりたいというふうに思います。

それでは、今、先ほど4点、議論が整理をされていないんだというお話がありましたけれども、今ご議論いただいて、この点については方向性を出すことができましたので、ありがとうございました。

それと、続いて、政務活動費の各費目について、今回の答申の取扱いを決めていきたいというふうに思います。

事務局から、費目ごとにちょっと説明をお願いしたいというふうに思います。

○小玉次長 はい。それでは、資料の③でございます。A3判の表でございますが、使途基準注意事項・申し合わせ事項等をご覧ください。

まず、通しページでいうと、6ページ目でございます。大きな1番の人件費となっております。前回の答申では、一定期間継続して雇用することができるように定められたところでございます。で、5月の審査会におきましても、引き続き活用を推奨すべきものとの確認がされております。したがいまして、従来のままの取扱いということではよろしいかどうか、ご検討いただきたいと思います。

○民谷会長 よろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 はい。

じゃあ、続いて、お願いします。

○小玉次長 はい。ありがとうございます。

続きましては、会議費でございます。前回の答申では、飲食を伴うものは廃止すべきものとされました。引き続き、従来の取扱いのままとすることではよろしいでしょうか。

なお、ヒアリングの際に、一部会派の中で、公平性を欠くという意見がございました。首長であるとか議長に認められている交際費と政務活動費は同一のものではないということをご留意いただきたいと思いますということとしたいと思っております。ということで、よろしいでしょうか。

○民谷会長 はい。これもよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小玉次長 はい。ありがとうございます。

○民谷会長 はい。

続いて。

○小玉次長 はい。

続きまして、大きな3番の視察・研修費でございます。これは、特に変更はないかなと思っております。従来のものでよろしいでしょうか。

○民谷会長 はい。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 はい。

○小玉次長 ありがとうございます。

続きまして、通信費でございます。こちらも従来のものでしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ただし、郵券につきましては、少額のストックまで禁止しているわけではないということでございます。料金別納制度など、合理的な方法も検討すべきであるとするのを伝えたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○民谷会長 これはもう、私どもが前回の答申で書いてありますように、当然、ほかに合理的な方法があるのに、郵券を多額にストックしているとか、そういうケースが見受けら

れたということの前提に立って申し上げているわけなので、少額のストックまで駄目だよという趣旨ではありませんので、引き続きそれをお願いしたいと思います。

どうぞ。

○小玉次長 はい。

続きまして、交通費でございます。こちらも従来そのまま取り扱うこととしたいと考えております。

ただし、昨年5月17日の平成23年度政務調査費における東京地裁の判決がございました。この際に、違法な支出として返還を命じられたのはタクシー代でございましたので、そのことから、タクシー利用時は、他の交通機関を利用しなかった理由を管理するなど、常に区民の視点に立って利用することを忘れないことということ添えたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○民谷会長 はい。

○小玉次長 はい。

では、続きまして、ページをおめくりいただいて、7ページ目、大きな6番の印刷費でございます。印刷費につきましては、先ほど決定したとおり、事務局でまとめたいと考えております。

○民谷会長 はい。

○小玉次長 続きまして、7番の消耗品費、8番の備品費、それから、9番の図書・資料費でございます。

まず、消耗品費と備品費。こちらにつきましては、従来どおりとさせていただきます、家電量販店のポイントであるとか携帯のポイントなどは差し引いた上で、経費を計上することとしたいと考えてございます。よろしいでしょうか。

○民谷会長 はい。

○小玉次長 続きまして、図書・資料費につきましては、こちらも従来どおりでございます。確認ですけれども、③のところで、5大紙あるいはブロック紙、商業新聞は、5割を上限として按分することとしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○民谷会長 はい。

○小玉次長 はい。

続きまして、10番のレンタル・リース費でございます。こちらは、先ほど決定したとおりとさせていただきますと思います。

11番の課題別経費でございます。こちらは従来どおりとしたいと考えております。

それと、最後の12番の他の項目に属さない経費。こちらは、よく使われる項目としては、④の新聞折り込みの経費でございます。こちらが該当しております。その他、その都度、他の項目に属さない経費は検討したいと考えておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○民谷会長 よろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 はい。

以上ですよね。

○小玉次長 はい。以上でございます。

○民谷会長 はい。ありがとうございました。

それでは、今日、皆様から頂いたご意見を踏まえて、次回までに答申をまとめていくということになるわけでございますけれども。なお、その際に、まとめの際に、こういう書きぶりなり、こういう点でよろしいですかということで、個々にご意見をお伺いしたりというふうなことはあり得るといってご承知を頂きたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

その他ですね。その他は、まず、次回の審査会の開催日は、7月21日でよろしいんですね。で、7月21日に答申をするということでも今考えておりますけれども、答申案の検討状況によりましては、またその都度ご相談ということもあり得るかと思っておりますけれども、答申案とそれから日程等についても、その点はお任せいただいでよろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 はい。ありがとうございます。

それでは、ほかに、事務局、何かありますか。

○小玉次長 最終的な答申案につきましては、事務局でまとめさせていただきます。その際、皆様に郵送で確認をお願いして、ご意見を頂くということがあるかと思っておりますので、その際は、ぜひよろしくお願ひいたします。

○民谷会長 はい。

じゃあ、ほかに何かありますか、今回。もう日程の調整は必要ないんですね。

これは、あれですかね。今回、仮に答申をまとめますよね。その後は、どういうあれなんですか。

○小玉次長 最終的には、21日に議長に報告をしていただく。その後、議会の条件整備等検討会等ございますので、そちらで今回の答申案について説明をさせていただき、そちらに沿って今後取り扱いしていただくようなお願ひをさせていただいて、先ほど本多委員からもございました、議員さんの中で検討していただくのはどうでしょうかという話がございましたので、そのあたりも含めて事務局のほうから説明をさせていただいて、方向性を決めていただくというようなことになるかと思ひます。

○民谷会長 ありがとうございます。

それでは、特になければ、これで、今回、今日の審査会は終わりたいと思ひますが、日程的には、今さっきお話がありました7月21日でしたかね。今、その線で、審査会を次回開催するということになっておりますけれども、もし仮に日程的にこういうふうにしたいとかということがあったら、早めにまたちょっとご相談をそれぞれしていただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

じゃあ、これで、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○民谷会長 ありがとうございます。

午前11時06分閉会